

分担金・拠出金の名称		生物多様性条約カルタヘナ議定書拠出金	評価	B
拠出先の国際機関名		国際連合環境計画		
国際機関の概要		特に国境を越える移動に焦点を合わせて、現代のバイオテクノロジーにより改変された生物(遺伝子組換え生物等)であって生物の多様性の保全及び持続可能な利用に悪影響を及ぼす可能性のあるものの安全な移送、取扱い及び利用の分野において十分な水準の保護を確保するに寄与することを目的とし、2000年に採択され、2003年に発効した生物多様性条約カルタヘナ議定書の実施を補佐する事務局。事務局はモントリオール(カナダ)に所在。議定書の2015年5月末現在の締約国数は167か国、欧州連合及びパレスチナ。		
拠出により我が国が期待する成果目標及び活動指標		達成状況		
1 (1) 成果目標:生物多様性条約カルタヘナ議定書に係る拠出金を通じて、我が国の重要課題である環境分野において、生物多様性の保全等を促進するとともに、我が国実施事業との相互補完性を高める。 活動指標:生物多様性条約カルタヘナ議定書の実施を通じた生物多様性の保全等への貢献、国別報告書の提出、名古屋・クアラルンプール補足議定書の締結国数、条約事務局の活動実績		我が国は、生物多様性条約カルタヘナ議定書を実施するため、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法令」等関係制度を導入・運用しており、我が国の方針・経験・知見等を、議定書の締約国会合等における政策決定にインプットしている。 議定書の実施の評価については、締約国が定期的に提出する国別報告書に基づき行われ、これまで報告書を提出した締約国の割合は、暫定国別報告書(2005年9月提出期限):33%、第一次国別報告書(2007年9月提出期限):54%、第二次国別報告書(2011年9月提出期限):91%と増加傾向にある。 2010年の議定書第5回締約国会合で採択された名古屋・クアラルンプール補足議定書(現在未発効。40か国の締結で発効)は、議定書の目的を達成するために不可欠な要素である。これまでの締結国数(累計値)は、2012年度:9か国、2013年度:20か国、2014年度:30か国と増加傾向にある。 条約事務局は、2014年度に9回の会議等を通じて、議定書実施を支援している。		
(2) 成果目標:生物多様性条約カルタヘナ議定書の実施における我が国の発言力・影響力を確保する。 活動指標:我が国ハイレベルとの意見交換、議定書実施に係るビューローメンバー		2014年9月から10月にかけて開催された生物多様性条約カルタヘナ議定書締約国会合及び生物多様性条約締約国会議において、条約事務局長と環境副大臣との意見交換が行われている。 また、条約及び議定書実施に係るビューローメンバーの内、1名は我が国政府から出している。		
(3) 成果目標:効率的な組織・財政マネジメントの実現。 活動指標:運営予算の圧縮・効率化		条約事務局は、締約国会合において締約国から行財政に係る厳しいチェックを受けている。我が国は、主要ドナー国として、欧州連合等と連携し、議定書の効率的かつ効果的な運営がなされるよう意思決定に関与しており、直近の締約国会議では名目ゼロ成長予算を達成した。 また、これまで生物多様性条約締約国会議を2週間、カルタヘナ議定書締約国会合を1週間、計3週間の会議を行ってきたが、次回以降、2週間の間に生物多様性条約、カルタヘナ議定書、名古屋議定書の3つの会議・会合を並行して行うなど、コスト削減の努力がなされている。		
(4) 成果目標:生物多様性条約事務局における邦人職員増強を図る。 活動指標:邦人職員の増強。		条約事務局の専門職員以上に占める邦人職員は、3名(内、1名が幹部職員)(出向を含む。欠員分を含まず。))。 ・2014年末時点:5.0%(邦人職員3名／専門職以上の職員60名) ・2011年末時点:5.3%(邦人職員3名／専門職以上の職員57名) 現在、条約事務局内の本議定書担当部署(現在、専門職以上の職員7名(欠員分を含まず))には邦人職員がいないため、条約事務局へ邦人職員採用を進めるよう働きかける必要(ただし、本議定書担当部署の総職員数は7名と少ない)。		
2. PDCAサイクルの確保		①計画段階(Plan):議定書締約国会合において二か年予算案を策定、採択。我が国の関連政策(生物多様性国家戦略、関係国内法令の運用等)に照らしつつ、予算要求。 ②実施段階(Do):拠出金の支払い、各種会議及び文書を通じた条約事務局の活動のモニタリング。 ③評価段階(Check):報告書等に基づき運営・活動を評価。 ④フォローアップ(Act):各種会議及び不定期のやり取りを通じた改善の申入れ。		
担当課・室名	国際協力局 地球環境課			